

答申第 793 号

情公第 1973 号

令和 6 年 9 月 9 日

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 5 月 31 日付けで諮問された教員免許失効公告に係る文書公開拒否（存否
応答拒否）の件（諮問第 899 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会は、審査請求人に対して行った令和5年4月3日付け行政文書公開拒否決定（存否応答拒否決定）を取り消し、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和5年3月15日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、別表に掲げる行政文書（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和5年4月3日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年4月10日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関は存否応答拒否決定を行った理由について、「特定市教育委員会から必要な情報提供を受けることが困難になり、同市教育委員会との連絡・調整が困難となる恐れがあるため。また、文書の有無を回答することが当該非公開情報を公開することとなり、文書の有無を含めて回答できないため。」と説明している。しかし、①「必要な情報提供を受けることが困難になり」とあるが、どのような情報の提供を受けることが困難となるのかが不明であり、②「連絡・調整が困難となる恐れがあるため」とあるが、具体的にどのようなことが困難になる恐れがあるのか不明であり、③「文書の有無を回答することが当該非公開情報を公開することとなり」とあるが、なぜ文書の有無を回答することが非公開情報を公開することになるのか理解できない。具体的説明なき拒否は、不当・違法である。
- (2) 今回の実施機関の「拒否」が行政処分に当たるかどうか、行政処分に当たると

すれば、実施機関はその法的根拠（理由）を明確にする責任がある。この場合は条例のみを示すのではなく、具体的理由を明確にすることが求められる。

(3) 実施機関は特定市教育委員会から常時、情報提供を受けているのか否か、また、今回の事案について特定市から情報提供を受けたのか否かについて、説明責任を果たしていないため、これらの点を明確にしてもらいたい。

(4) 実施機関は弁明書において、「同校で強制わいせつ事案があったか又はなかったかという公にされていない情報を公表することになる」と説明しているが、「公にされていない」とは具体的にどのようなことか明確にしてもらいたい。また、実施機関が本件強制わいせつ事案について具体的に把握している内容について説明を求める。少なくとも報道記事を収集しているのであれば、公にされていないという主張はできないからである。

(5) 実施機関は同じく弁明書において、「特定市が設置する学校に所属する教職員の人事権は同市にあるが、本件請求に係る情報は、同市教職員の人事に関する情報であり、これを公開することで、今後同市からの情報提供が定型的なものとなり、県教育委員会は詳細な情報の提供を受けることができず、正確な事実の把握が困難となり、例えば、同市へ行く教員免許状の授与申請等に係る指導について、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と説明している。この点について、①「同市教職員の人事に関する情報」とあるが、本件強制わいせつ事案のどの部分が人事に関する情報なのか、②「情報提供が定型的なものとなり」とは具体的にどのようなことか、③「詳細な情報の提供を受けることができず」とあるが、具体的に今までそのようなことがあったのか、④「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは具体的にどのようなことを想定しているのか、それぞれ説明を求める。

(6) 実施機関は、本件強制わいせつ事案について時限性公開はない旨を明示していると説明しているが、当該事案が公になれば、実施機関として公開することは可能なのか、再度お聞きしたい。

4 実施機関の説明要旨（担当：教育局教職員企画課）

(1) 本件請求は、特定市立学校の「強制わいせつ事案」についてわかるもの一切に

対する行政文書公開請求であり、本件請求の内容に対して行政文書の存否を明らかにすることは、それ自体が同校で強制わいせつ事案があったか又はなかったという公にされていない情報を公開することになるものである。

- (2) 特定市が設置する学校に所属する教職員の人事権は同市にあるが、本件請求に係る情報は、同市教職員の人事に関する情報であり、これを公開することで、今後同市からの情報提供が定型的なものとなり、実施機関は詳細な情報の提供を受けることができず、正確な事実の把握が困難となり、例えば、同市へ行く教員免許状の授与申請等に係る指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上の理由により、本件請求に係る文書の存否を答えるだけで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書の非公開情報に該当し、条例第8条に基づき本件処分を行ったものである。
- (3) なお、審査請求人は、時限性公開はあるのかどうか不明と主張しているが、本件処分において、時限性公開がない旨明示している。

5 審査会の判断理由

(1) 存否応答拒否決定の妥当性について

実施機関は本件処分において、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否決定を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号に規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせず、公開拒否決定を行うことを認めたのが、条例第8条の規定である。そして、

同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」との要件を規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

イ これを本件についてみると、実施機関は行政文書公開拒否決定通知書において、「特定市教育委員会から必要な情報提供を受けることが困難になり、同市教育委員会との連絡・調整が困難になる恐れがあるため。また、文書の有無を回答することが当該非公開情報を公開することとなり、文書の有無を含めて回答できないため」と存否応答拒否決定の理由を説明しているものの、かかる理由からは、そもそも実施機関がどのような情報を存否情報として認定したのかが明らかではない。したがって、本件処分は、存否情報の認定がなされないまま行われたものといわざるを得ず、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」（条例第8条）との要件を満たすものとは認められない。よって、実施機関は本件処分を取り消し、改めて諾否の決定を行うべきである。

ウ なお、実施機関は弁明書において、存否応答拒否決定を行った理由について補足説明しているが、条例が公開拒否決定に当たり理由の付記を求めている（条例第10条第3項）趣旨の1つが、「非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるということ」にある以上（神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準）、審査請求後の理由の補足によっては理由付記の不備という瑕疵は治癒されるものではないと解すべきである。よって、弁明書における補足説明は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(2) 改めて諾否決定を行うに当たっての留意点について

以上のとおり、弁明書における補足説明は当審査会の判断を左右するものではないが、当審査会としては次のとおり、当該補足理由の当否についても判断するので、実施機関はこれを踏まえて改めて諾否の決定を行うべきである。

- ア まず、実施機関は、「本件請求は、2021 年特定市立学校の『強制わいせつ事案』についてわかるもの一切の行政文書公開請求であり、本件請求の内容に対して存否を明らかにすることは、それ自体が同校で強制わいせつ事案があったか又はなかったという公にされていない情報を公開することになる」との説明をしている。かかる説明から、実施機関が本件請求に対して存否情報と認定したのは、「2021 年に特定市立学校において強制わいせつ事案が発生したか否か」という情報であると認められる（以下当該情報を「本件存否情報」という。）。
- イ そして、実施機関は、本件存否情報が条例第 5 条第 4 号柱書に規定する事務等に関する情報に該当する理由について、「特定市が設置する学校に所属する教職員の人事権は同市にあるが、本件請求に係る情報は、同市教職員の人事に関する情報であり、これを公開することで、今後同市からの情報提供が定型的なものとなり、県教育委員会は詳細な情報の提供を受けることができず、正確な事実の把握が困難となり、例えば、同市へ行く教員免許状の授与申請等に係る指導について、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」との説明をしている。
- ウ 以上のとおり、実施機関は存否応答拒否決定の理由を説明しているものの、当審査会が確認した本件処分時までの報道状況等を踏まえると、そもそも本件存否情報が「公にされていない情報」であるという実施機関の説明自体、その正確性に疑問を持たざるを得ない。また、仮に本件存否情報が公にされていない情報であったとしても、本件存否情報を明らかにすることによって、なぜ今後特定市から提供される情報が定型的なものとなるおそれがあるのか、実施機関の説明からは判然としない。この点、実施機関は、「教員免許状の授与申請等に係る指導」という事務を一例として挙げ、本件存否情報を明らかにすることが当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明しているものの、この説明においても、特定市立学校で強制わいせつ事案が発生したか否かという情報が明らかになることが、なぜ「教員免許状授与申請等に係る指導」という事務に影響を及ぼすことになるのか、その具体的関連性が示されているとは認め難い。

エ 以上のことから、弁明書において補足された説明を踏まえても、存否応答拒否決定の理由としては妥当性を欠くものと判断せざるを得ない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

2021年特定市立学校の「強制わいせつ事案」についてわかるもの一切。(特定年月日特定新聞参考)

①事実経過について ②県教委・市教委が調査された内容について ③関係職員に対する事情聴取について ④処分について(指導等も含む)処分内容、処分理由、処分理由説明書 ⑤被害者からの校長、上司への報告内容について ⑥学校から市教委等、市教委等から県教委への報告について ⑦加害教員が自宅待機となったことがわかるもの。⑧被害教員が学校・教育委員会に説明(生徒・保護者・同僚への)を求めてきた内容の分かるもの。⑨昨年3月校長に電話で、⑧記載の件(説明)求めた内容について。⑩加害教員の失職についてわかるもの。⑪自動失職の理由、根拠がわかるもの。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年5月31日	○諮問
令和5年12月18日	○行政不服審査法第31条の規定に基づく口頭意見陳述の実施に係る通知（条例施行規則第14条）
令和6年2月19日	○諮問実施機関からの条例第20条第3項の規定に基づく資料の提出
令和6年7月25日 （第240回部会）	○審議
令和6年8月29日 （第241回部会）	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
小沢 奈々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年9月9日現在) (五十音順)